

E i w a N e w s

消費税率の引き上げに伴う経過措置

平成 25 年 4 月
(No. 093)

平成 26 年 4 月 1 日より、消費税率が 5% から 8% に引き上げられます。
ただし、平成 25 年 9 月 30 日までに締結した一定の要件を満たす契約については、8%
ではなく 5% の税率が適用されます。
今回はこの経過措置の内容についてお知らせします。

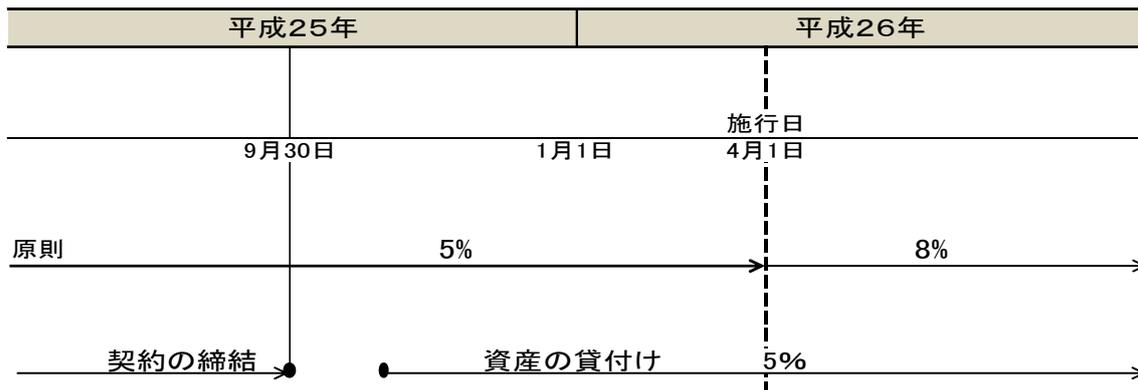
[1] 資産の貸付けに関する経過措置

1. 概要

平成 25 年 9 月 30 日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成 26 年 4 月 1 日
(施行日) 前から施行日以後引き続き資産の貸付けを行っている場合で、契約の内容が下記の
要件の『(1) 及び (2) 〈建物賃貸借契約等〉』又は『(1) 及び (3) 〈リース契約等〉』に該当
する場合には、施行日以後に行う資産の貸付けに係る消費税率は 5% が適用されます。

2. 要件

- (1) 貸付けの期間と貸付期間中の対価の額が定められていること
- (2) 事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと
- (3) 当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと
その他対価に関する契約の内容が一定の要件に該当していること



なお、契約の自動更新は、その契約更新日において、新規契約を締結したものとされます。

[2] 工事の請負等に関する経過措置

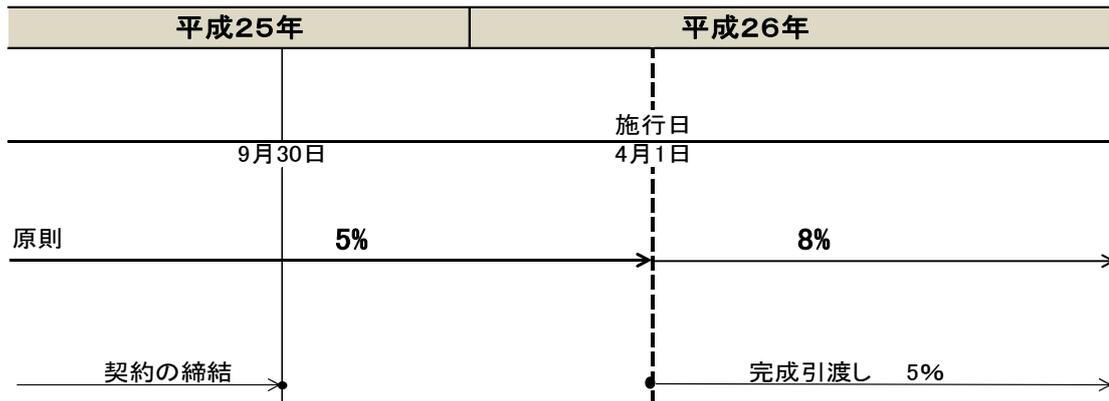
1. 概要

平成 25 年 9 月 30 日までに締結した工事 (製造を含む) の請負に係る契約 (これに類する
一定の契約を含む。) に基づき、施行日以後に完成引渡しを行う場合は、その取引に係る
消費税率は 5% が適用されます。

2. 経過措置の対象となる請負工事等の範囲

工事、製造の請負に係る契約の他、測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む）で、次の要件を満たすものが本経過措置の対象となります。

- (1) 仕事の完成に長期間を要するものであること
- (2) 仕事の目的物の引渡しが一括して行われるものであること
- (3) 仕事の内容につき相手方の注文が付されているものであること



[3] 所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する注意点

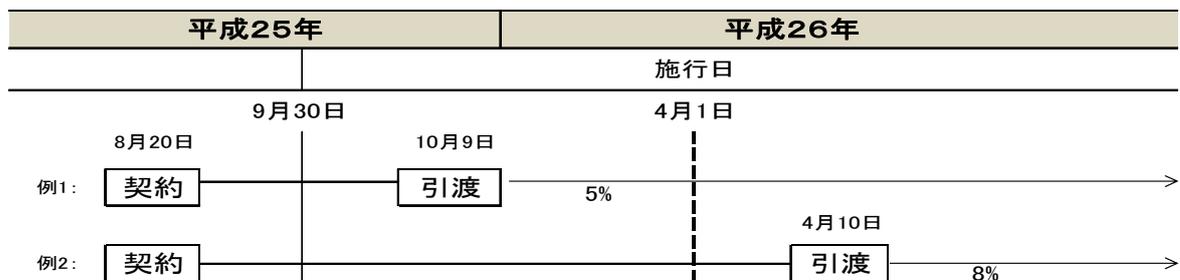
1. 概要

税務上、売買があったものとされる所有権移転外ファイナンス・リース取引は、「資産の貸付け」としてではなく、「資産の譲渡」があったものとして消費税が課税されます。

このため、所有権移転外ファイナンス・リース取引においては、以下の要件のすべてに該当する場合に、消費税率5%が適用されます。

2. 要件

- (1) 賃貸人が延払基準の方法により経理していること
- (2) 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けること
- (3) そのリース資産の引渡しが平成26年4月1日前であること



ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。